

令和6年度 臼杵市空き店舗活用支援事業補助金募集要項

1. 事業の目的

臼杵市の空き店舗対策区域における賑わい創出及び地域経済の活性化を図るため、空き店舗を活用して事業を行う事業者等に対し、予算の範囲内において臼杵市空き店舗活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

2. 空き店舗対策区域 別図のとおり

3. 補助対象事業

空き店舗対策区域に位置する空き店舗を賃借若しくは購入又は空き店舗の跡地に店舗を建設し出店するもの

4. 補助対象経費（※補助対象経費については原則として市内業者に発注すること）

空き店舗活用事業

- ① 出店に係る改修費・備品購入費・広告費【対象経費の1/2以内で上限50万円】
（当該空き店舗において行う事業に必要な範囲内のものに限る。）

※ 広告費の補助対象例は、下記のとおりとする。

新聞折込広告、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオCM、ホームページの作成、のぼり旗制作等の経費

- ② 1年間の賃借料【対象経費の1/2以内で上限30万円】
（敷金、礼金、補償金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。）

5. 補助対象者

(1) 空き店舗活用事業

次に掲げる要件を全て満たす者

- ア 商店街又は臼杵商工会議所又は野津町商工会いずれかの出店推薦書（様式第1号）を提出できること。
- イ 個人にあっては、臼杵市内に居住又は事業開始後臼杵市に居住すること。
- ウ 法人にあっては、市民を新たに雇用又は従業員が市内に転入すること。
- エ 市税の滞納がないこと。
- オ 空き店舗等の所有者と同一世帯又は生計を同じにしない者、又は3親等以内の者でないこと。
- カ 夜間のみでの営業ではなく、客が直接来店し、近隣の賑わい創出に寄与するものであること。
- キ 週5日以上営業し、3年以上継続して営業する予定であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- ク 地域で実施する事業に積極的に協力すること。

- ケ 政治的又は宗教的な活動を目的とするものではないこと。
- コ 暴力団関係者（臼杵市暴力団排除条例（平成23年臼杵市条例第2号）第6条第1号に規定する暴力団関係者をいう。）ではないこと。
- サ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行うものや、公序良俗に反するものではないこと。
- シ 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者ではないこと。

6. 事業スキーム 別図のとおり

7. 指定申請の概要

【募集期間】

4月1日（月）より随時受付（予算が無くなり次第終了）

【提出書類】

（1） 空き店舗活用事業

- ア 出店推薦書（様式第1号）
- イ 指定事業者指定申請書（様式第2号）
- ウ 事業計画書（様式第3号）
- エ 住民票謄（抄）本又は登記簿謄本（個人の住所又は法人の所在地が確認できるもの）
- オ 市税完納証明書
- カ 定款又はこれに準ずるもの（申請者が法人の場合）
- キ 空き店舗の位置図
- ク 空き店舗の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- ケ 改修に係る工事請負契約書又は見積書の写し
- コ 改修工事前の店舗等写真
- サ その他市長が必要と認める書類

【提出場所】

臼杵市産業観光課（臼杵市役所臼杵庁舎2F）

8. 指定決定

事業内容の審査を行い、指定の決定をした時は、指定事業者指定通知書（様式第4号）により申請者に通知します（空き店舗活用支援事業の補助対象者として指定するものであり、補助金の額を決定するものではありません）。

決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、指定事業者事業計画等変更申請書（様式第8号）により市の承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更で補助対象経費に影響を及ぼさないものについてはこの限りではありません。

9. 交付申請

事業が完了した日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 補助金交付申請書（様式第5号）
- イ 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- ウ 改修工事後の店舗等写真
- エ その他市長が必要と認める書類

10. 交付決定

交付申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知します。

11. 補助金の支払

補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金交付請求書（様式第7号）により請求してください。請求書提出後、1ヶ月程度で支払となります。

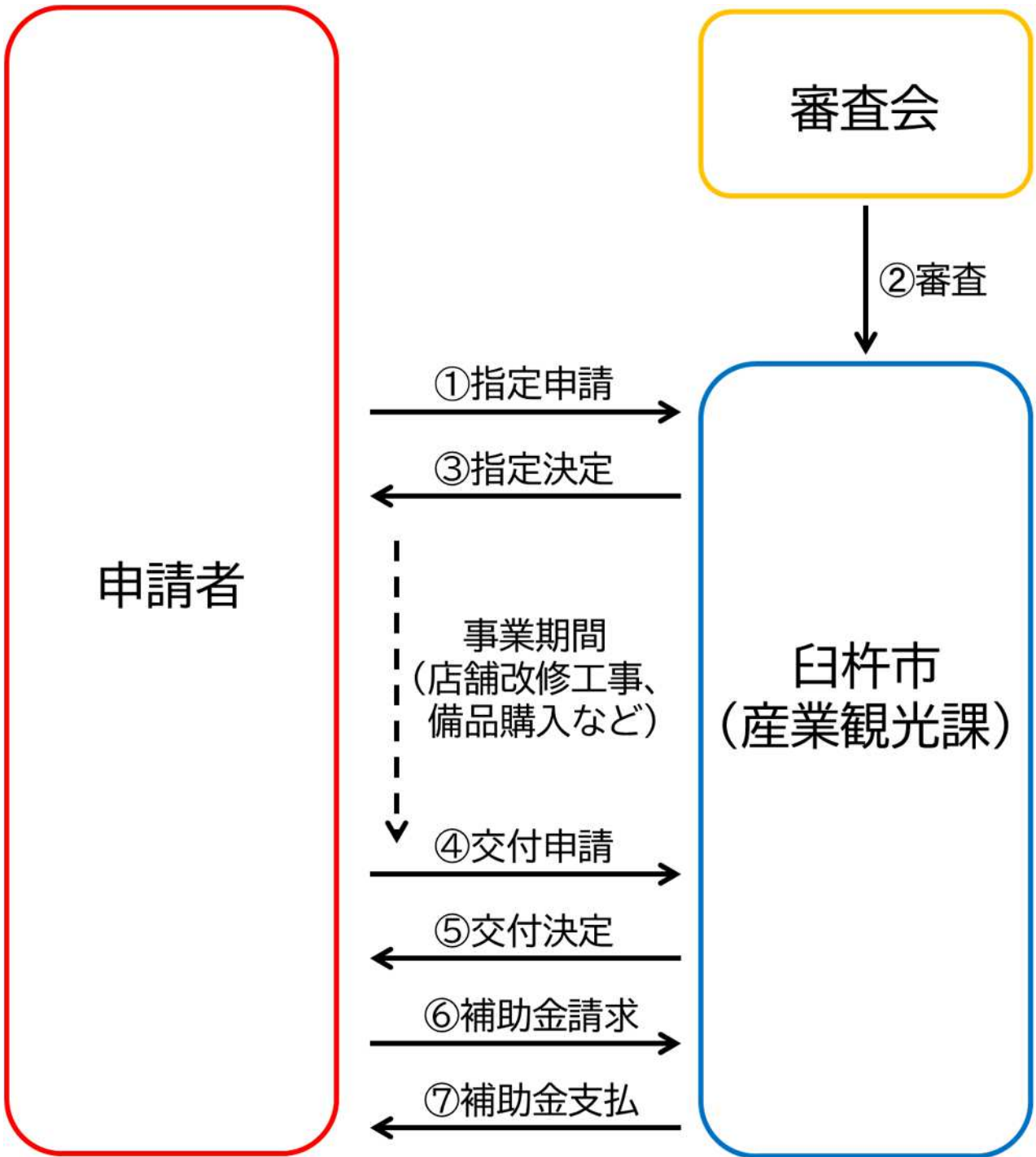
12. その他

以下のいずれかに該当すると認められるときは、指定及び交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還してもらう場合があります。

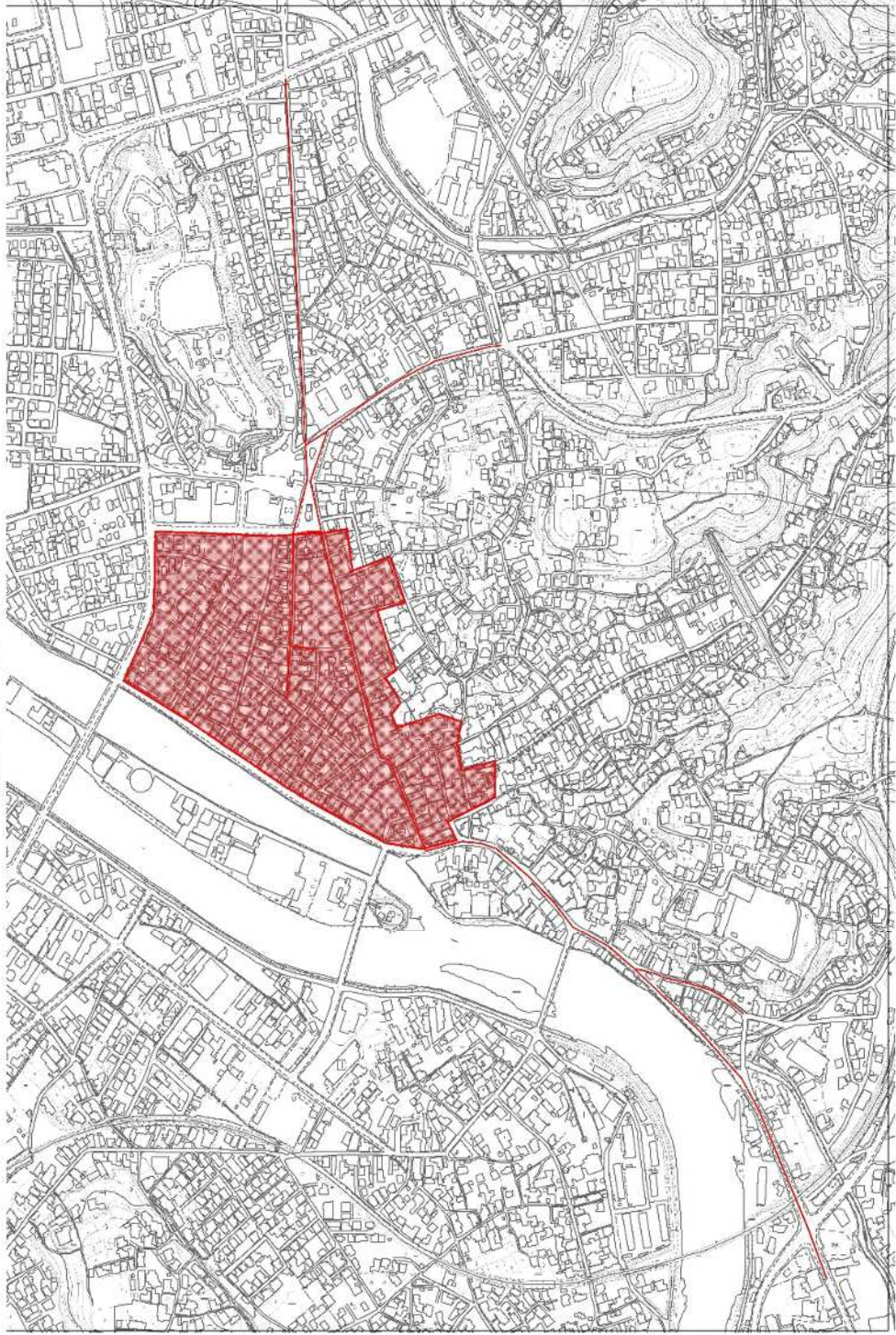
- （1）指定事業者が営業を開始しないとき。
- （2）偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）営業開始後3年以内に事業を辞めたとき又は移転したとき。

【問合せ先】
臼杵市産業観光課
TEL：0972-86-2713
FAX：0972-64-0203

事業スキーム



別図 臼杵地域



該当地域：新町商店街、畳屋町商店街、中央通り商店街、平清水商店街、本丁商店街、港町商店街、町八町地域

別図 野津地域



該当地域：旧野津町商店街、旧吉四六横丁

国道10号線沿線に面する野津町大字野津市及び大字宮原地域